

令和5年度地域密着型サービス整備促進地域指定基準

5福保高施第22号
令和5年4月18日

1 目的

この基準は、令和5年度地域密着型サービス等整備推進事業補助要綱（令和5年3月30日付4福保高施第2303号）における整備促進地域を指定するための要件を定めることとする。

2 指定要件

以下の算定式による特別養護老人ホームの整備率が2.0%に達していない区市町村を、整備促進地域の対象とする。

令和3年度末の特別養護老人ホームの竣工施設定員数（注）

$$\text{整備率} = \frac{\text{住民基本台帳による令和4年1月1日現在の65歳以上高齢者人口}}{\text{_____}}$$

（注）特別養護老人ホームの定員数及び地域密着型特別養護老人ホームの定員数の合計とする。

3 指定の範囲

整備促進地域は、区市町村を単位として指定する。

4 整備促進地域の指定

（1）指定の申請

整備促進地域の指定を受けようとする区市町村は、令和5年度地域密着型サービス整備促進地域指定申請書（様式第1号）を東京都知事（以下「知事」という。）に提出するものとする。

（2）指定

知事は、（1）による指定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、地域指定を行うとともに、その結果を区市町村長に通知するものとする。

5 指定の解除

（1）指定解除の申請

4による指定を受けた区市町村が、その後の整備進捗状況等により、指定の解除を受けようとするときには、令和5年度地域密着型サービス整備促進地域指定解除申請書（様式第2号）を知事に提出するものとする。

（2）指定の解除

知事は、（1）による指定解除申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときには、地域指定の解除を行うとともに、その結果を区市町村長に通知するものとする。

附 則

この基準は、決定の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。